



新型コロナワクチン追加接種（4回目）を実施します

- 対象者**
- ① 60歳以上
 - ② 18～60歳未満で基礎疾患のある人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人

- 接種間隔** 3回目接種から5カ月以上空けること
- 使用ワクチン** ファイザー社製またはモデルナ社製
- 接種費用** 無料（公費負担）
- 接種期限** 9月30日（予定）
- ※詳しくは、決まり次第広報紙や市ホームページでお知らせします。

問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種担当窓口
(☎22-2158)

愛の献血

◆6月24日(金)

【市役所】

- ・午前10時～正午
- ・午後1時15分～4時

◆6月29日(水)

【ニシムタ人吉店】

- ・午前10時～正午
- ・午後1時15分～3時30分
- ※400ミリ献血だけです。
- ※新型コロナウイルス感染症の状況で中止や変更になる場合があります。

人吉市教育委員会 定例会を傍聴できます

定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。

- 期日** 6月27日(月)
- 時間** 午前9時30分～
- 場所** 市役所4階委員会室1
- 問合せ** 市学校教育課総務係

教科書展示会の案内

市教育委員会では、小・中学校で現在使用している教科書を展示し、保護者や地域の皆さんの意見を聞くことで、今後の教科書採択の参考にします。

- 期間** 6月14日(火) ※土・日曜を除く
- 時間** 午前9時～午後5時
- 場所** 市役所1階市民コーナー
- 問合せ** 市学校教育課教育係

『ひとよし歴史研究』最新第23号を販売中

人吉球磨の歴史解明の一助として『ひとよし歴史研究』第23号を刊行し、販売しています。第22号までのバックナンバーは豪雨災害で在庫が流したため販売できません。



既刊分については図書館で閲覧してください。

販売部数 80部

編集発行 市教育委員会、市文化財保護委員会

内容 人吉藩御料理番右田軍左衛門の献立帳、はなしのたね、人吉球磨地域関連紀年銘・墨書・金石文一覽(その三)、人吉球磨地域弥生時代の様相、史跡人吉城跡水堀における令和2年7月豪雨災害復旧事業報告、以上5つの論考などを収録しています。

販売場所 市文化課(カルチャーパレス1階事務室)

価格 1冊2400円(税込)

販売時間 午前9時～午後5時

※休館日(年末年始)は販売しません。

※郵送での購入希望は、送料の確認のため、事前にお問い合わせください。

問合せ 市文化課文化政策係

合があります。

問合せ 市保健センター健康増進係

人間ドックを受診した国保加入者への助成金交付

国民健康保険に加入している人が特定健診の健診項目を含んだ人間ドックを受診し、その検査結果を市に提供すると、助成金が交付されます。令和4年4月1日以降の受診分が助成の対象です。

助成額 5000円

- 対象者** 次の①～③全てに当てはまる人
- ①人間ドック受診日と申請日に本市に住所があり、人吉市の国民健康保険の被保険者である人
 - ②申請日に、国民健康保険税を滞納していない人
 - ③特定健診受診対象年齢の人(受診年度で満40歳以上75歳未満の人)

※市が実施した特定健診を受診した人は対象外です。

申請方法 申請を希望する人に必要書類などを郵送します。市保健センターへご連絡ください。

※申請は1年度に一人1回

申請期限 人間ドックを受診した年度末日(3月31日)

申請・問合せ 市保健センター健康増進係

児童手当6月支払い分を振り込みます

6月期(2月～5月分)支給分は、6月7日(火)に指定の金融機関の口座に振り込みます。手続きのときに保険証の写しなどの添付書類が不足している人は、支払いができません。

交通事故で国保を使うときは届け出が必要です

自動車事故など第三者行為だけがや病気をしたときの治療費は、加害者が全額負担するのが原則です。しかし、国民健康保険(国保)を使って治療を受けることもできます。

保険証を使って治療を受けた場合は、「第三者行為による被害届」にて被害の状況などについての届け出が必ず必要です。

届け出に必要なもの(交通事故の場合)

第三者行為による被害届・交通事故証明書・事故発生状況報告書・念書・誓約書・国民健康保険証・マイナンバーと本人確認書類・印鑑

※通勤中や仕事上のけがの場合、労災保険が適用され、国民健康保険の保険証が使用できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市市民課国保年金係



せんで至急手続きをしてください。

児童手当の現況届は6月30日までに提出を

問合せ 市福祉課児童福祉係

児童手当の制度改正で、令和4年度から受給者の現況を住民情報や税情報の公簿などで確認するようになったため、現況届の提出が不要となりました。現況届の提出が必要な一部の受給者には書類を郵送しますので、現況届を市福祉課に提出してください。

届け出を忘れると手当の支給が停止されますので、ご注意ください。

提出期限 6月30日(木)

申請に必要なもの 印鑑

※厚生年金の人は健康保険被保険者証、その他必要に応じて提出する書類があります。

問合せ 市福祉課児童福祉係

森林を取得した人は届け出が必要です

森林法改正で、平成24年4月1日から森林の土地の所有者となった人は、市町村長への事後届け出が義務付けられています。個人・法人や取得した森林の面積を問わず、売

危険な空き家の解体費を補助します

市民の安全・安心と生活環境の保全・改善を図るため、老朽化し危険な状態になった空き家などの建物の解体費用の一部補助します。

対象となる建物

- ①市内の空き家で約1年以上使用されておらず、今後も住む見込みのない住宅
- ②空き家住宅のうち、老朽化し危険な状態(倒壊や外壁材・屋根材の落下などの危険性があり、近隣・道路などに影響を及ぼしている状態)

※①・②どちらも当てはまるのが条件です。

補助金額

対象工事費の5分の2(上限30万円)

※先着順(予算がなくなり次第受け付けを終了します。)

受付・問合せ 市地域コミュニティ課自治支援係

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税の税率を改定します。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
所得割	9.40%	2.90%	3.00%	15.30%
均等割 (一人当たり)	24,900円	8,400円	17,000円	50,300円
平等割 (一世帯当たり)	24,000円	7,200円	-	31,200円
	据え置き	据え置き	改定	

40歳から64歳までの被保険者が支払う国民健康保険税の介護納付金分について、所得割2.50%を3.00%に、均等割(一人当たり)16,000円を17,000円に引き上げます。

また、国民健康保険税の限度額について、国の改正に伴い、99万円から102万円に引き上げます。

問合せ 市市民課国保年金係 (☎22-2111 内線1021・1022・1023)
市税務課諸税係 (☎22-2111 内線1034)